

竹原市福祉バスの運行について（案）

1 趣旨

吉名コース及び仁賀・西野コースについて運行ルートを休止（仁賀・西野コースは仁賀地区のみ）とし、併せて、築地・塩町コース，西野・宮原コース，新庄・田万里コース，忠海コースは運行経路と運行時間の部分的な見直しを図った実証運行を継続する。

2 運行事業者

西条交通株式会社

3 休止及び実証運行期間

令和5年4月1日から当面の間

4 休止及び実証運行となる運行内容

資料1のとおり

5 休止等の理由

令和3年5月24日から開始したデマンド型乗合タクシーの実証運行に伴い、吉名地区及び仁賀地区について運行ルートを一部休止とし、併せて運行経路と運行時間の部分的な見直しを行った上で、福祉バスの運行を実施している。

令和5年度からは、議案第1号のとおり、デマンド型乗合タクシーの運行を実証運行から本格運行へ移行し、議案第3号のとおり路線バス運行システムを廃止する予定のため、本議案の休止区間を廃止することが適切かどうかを検証、分析するため、当面の間、福祉バス運行ルートについては引き続き今年度と同様の内容で運行を継続するもの。